

1900年代の中独関係：多元的国際環境下の双方向性

著者	小池 求
学位授与年月日	2014-06-26
URL	http://doi.org/10.15083/00007651

別紙 2

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 小池求

本論文「1900年代の中独関係-多元的国際環境下の双方向性」は、これまで研究史的な空白であった20世紀初頭の中独関係を、中国（清）、ドイツ双方の未公刊外交文書をはじめとする豊富な史料に基づき、これまでの研究の問題を克服したより総合的な視角から解明したものである。

まず、著者は清とドイツの関係に着目する意義を次のように説明する。第一に、欧州の大国であったドイツが東アジアの国際政治では大国ではなかったことで、能動的な外交をしようとしていた清にとっては与しやすく、ドイツを通じて列強間の国際政治に関与することが期待でき、またドイツは清と独自の関係を築くメリットがあったこと。第二に、台頭する日本とイギリスが同盟関係にある中で、日本に対抗するアメリカと、ドイツ、清が結びつくことによって、東アジアの国際政治にひとつの軸を与えたと考えられること。これらの二点は、従来の清-英、清-日関係史を中心に展開されてきた、中国をめぐる国際関係史などでは看過されてきた点である。

次に、著者は新たな総合的な視角を以て分析をおこなうために、先行研究の次のような問題点とその克服の手法を提示した。第一に、ドイツ外交史の分野ではあくまでもドイツが主体、中国が客体であり、また時期的には義和団戦争以前と、1921年以後に研究が集中していたが、本稿では1900年代の中独関係を、双方を主体として描く。第二に、ドイツの中国研究の分野では、中国在住のドイツ人などのアクターを視野に入れ、中国における中独関係を描いているものの、研究が文化社会に集中し、さらに欧州での国際関係が視野に入らないという問題点を抱えていたが、本稿では通商交渉をとりあげて中国のドイツ人の動向と、ドイツ本国での政策決定などを絡めて論じる。第三に、中国外交史の分野では、中国自身の自画像や政策を解明するものの、それが交渉の場でどのように展開したかについては研究が乏しかったので、本稿では中国側の意向もふまえてそれが交渉でいかに展開したかを解明する。

このように本稿はこれまで各分野でおこなわれてきた方法論的な課題を克服し、またこれまで取り上げられてこなかった空白の時期に新たな意義を見だし解明しようとする意欲作である。

論文は、序章、本論5章、終章からなり、巻末に参考文献一覧を付す。本文

は A4 版で全 243 頁（目次を除く）あり、字数は約 30 万字（原稿用紙 400 字詰に換算して 969 枚）の分量になる。各章の概要は以下の通りである。

第 1 章「清独関係概観」では、19 世紀後半にドイツが国家として東アジアの国際政治に登場し、租借地を得るなど積極的が外交を展開するが依然「大国」とは言いがたい地位にあったことが説明される。

第 2 章「謝罪使をめぐる清独関係」では、義和団戦争の戦後処理として清からドイツに派遣された謝罪使（醇親王）をめぐる両国関係を検討する。両者は、使節の叩頭など儀礼問題で衝突するが最終的には双方が譲歩して謁見が実現する。謝罪使としての性格は謁見に限定され、謁見後、ドイツ側は使節を優遇した。これはドイツ世論の批判を受けたが、それでもこれが義和団戦争後の清とドイツの外交関係を再定位する起点となり、使節外交やドイツを近代国家の範とする関係を形成する機会となった。

第 3 章「清独関係からみる考察政治大臣の派遣-ドイツ視察とドイツの対清政策」は、ドイツが清の「近代国家建設」のひとつのモデルとなったことにより生じた関係を示す。清は改革への意思を内外に示そうとし、視察計画はドイツ側による作成された。これを機会に、清ではドイツを軍国主義・富国強兵のモデルとする風潮が生じ、ドイツ側も対清文化政策に着手し、産業界も清の軍需産業などに関与する可能性を模索するようになった。

第 4 章「独米清連携構想から見る清独両国（1906～1909）」、第 5 章「醇親王の使節外交の展開と独米接近（1909～1911）」は、日露戦争後の中国権益をめぐっては列強間の協商体制が形成され、とりわけ日本の台頭が顕著であったが、その日本と満洲問題、移民問題で対立するアメリカと清独は連携をはかった過程を分析する。第 4 章では、独米に三国連携を模索する向きがあったものの、清はこの連携によって独米を満洲問題にコミットさせる意図があったこと、そのためこれが日米対立を激化させ戦争に至る可能性があったため、アメリカが撤退することになったこと、などが解明された。第 5 章では、アメリカのタフト新政権が満洲鉄道中立化計画を発表しドイツに支持を求めたが、欧州の国際政治が制約要因となってドイツは消極的にしか関与できなかったこと、アメリカの政策に応じて第二次日露協商が結ばれると、分割の危機を感じた清が独米に接近し、ドイツはそれに応じたものの、アメリカは仲裁裁判条約の締結を求め、次第に消極的になったため、三国の連携は破綻したこと、などを解明した。

第 6 章「通商条約改正交渉をめぐる清独関係（1903～1911）」では、北京議定書に盛り込まれた通商条約改定に望む清と、他の列強との関係を意識するドイツがいかなる交渉をおこなったということを、中国のドイツ商人の動向にも配慮しながら詳細に解明している。清は、不平等条約改正を目指し、ドイツとの

交渉結果を他の列強との関係に影響させていこうと企図し、それに対して多少の乱れはあっても基本的に清に同調するドイツは清の意向を受け入れていくのだが、それに際してはアメリカの協力が必要であったし、清が欧州情勢と東アジア情勢を連動させようとしたのに対して、ドイツは切り離そうとするなど、両者の間には歩調の一致しない面もあった。

終章では、交流、政治、通商の三側面から検討を加えた本稿のエピローグとして、この三者が交わる可能性があったドイツ皇太子の訪中とその中止について紹介され、また本稿全体のまとめとして清独関係の双方向性、相互作用が指摘されている。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員会は中独関係史研究、中国外交史研究、ドイツの対中外交史研究に新たな局面を切り開く、水準の高い画期的な著作としての意見の一致を見た。とくに、論文の長所として指摘されたのは以下の数点である。

第一に、20世紀前半の中独関係史は第一次大戦以降に集中する中、豊富な史料、総合的な視角に基づいて、20世紀初頭を扱う本稿の出現は画期的で、前人未踏の労作だと言える。

第二に、交流・政治・通商という争点領域（イシュー・エリア）を設定しつつ、それを総体として考察を加えた点に高い評価を与えたい。特に、昨今の研究動向ではイシューがアクターを決定するという議論が多く、それにも符合する。

第三に、中国を客体としがちなドイツ外交史研究、中国側の意識や自己認識に隔たりがちな中国外交史研究の問題を克服し、それぞれの国内状況もふまえた「関係史」としての醍醐味を示すことができた。

だが、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員会では、たとえば東アジア国際政治と欧州国際政治の連動についてであるとか、政治と通商の一体化といった部分の考察段階で、より慎重な判断が求められる部分があったのではないかとといった指摘や、中国側の国内状況について、より考察を深められる可能性があったのではないかと、との指摘がなされた。だが、これらは今後の課題と言うべきで、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

総括するに、本論文は中独関係史研究、中国外交史研究、ドイツの対中政策史研究などの多様な領域に対して大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するのにふさわしい論文と認定した。